

平成 28 年 6 月 1 日

各 位

株式会社 宮崎銀行

## 保険商品ラインアップの充実について

## ～人生のいろんなニーズに活かせる終身保険～

株式会社宮崎銀行(頭取 平野 亘也)は、お客さまの多様化するニーズにお応えするため、下記のとおり「しあわせの階段」(引受保険会社：明治安田生命)の販売を開始いたします。

本商品は、「家族のために『のこす』資金を準備したい」、「『資産運用』を考えたい」、「子どもの『教育資金』を準備したい」など、お客さまのさまざまなニーズにお応えできる終身保険です。

記

商品概要 詳細は別紙をご参照ください。

取扱開始日	平成 28 年 6 月 1 日(水)
商品名	しあわせの階段
種目	終身保険
正式名称	5 年ごと利差配当付増終身保険(低解約返戻金型)
引受保険会社	明治安田生命保険相互会社
主な特徴	<p>契約の型を【2 倍型】と【3 倍型】の 2 つの型から選択できます。 ご契約後、契約の型を変更することはできません。</p> <p>ご契約後一定期間は死亡保険金が毎年増加します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・基本保険金額の 20%(単利)ずつ毎年死亡・高度障害保険金額が増加します。</li><li>・【2 倍型】は契約日の 1 年後から、基本保険金額の 2 倍まで増加します。</li><li>・【3 倍型】は契約日の 1 年後から、基本保険金額の 3 倍まで増加します。</li></ul> <p>期間の経過とともに解約返戻金が増加します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・解約返戻金は、特に保険料払込期間満了直後に増加します。</li></ul>

以上

&lt; 本件に関するお問い合わせ先 &gt;

株式会社宮崎銀行 個人金融部 担当：永井・山本・喜多 TEL：0985-32-8222

&lt; 商品内容等のご照会についてはこちら &gt;

明治安田生命保険相互会社 TEL：0120 - 662 - 332

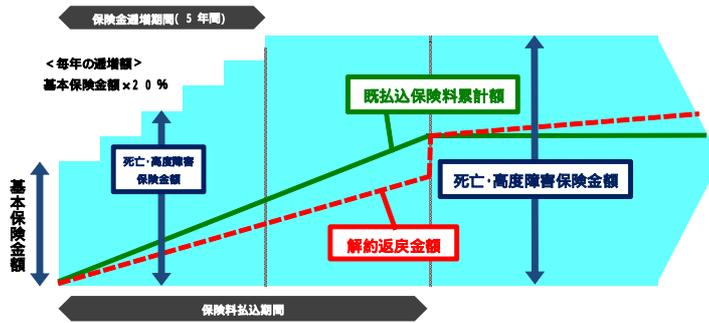
ホームページアドレス <http://www.meijiyasuda.co.jp/>

(別紙)

### < 仕組図 >

・本商品のご契約の型は[2倍型]と[3倍型]があり、お客さまのニーズに合わせ、選択可能です。

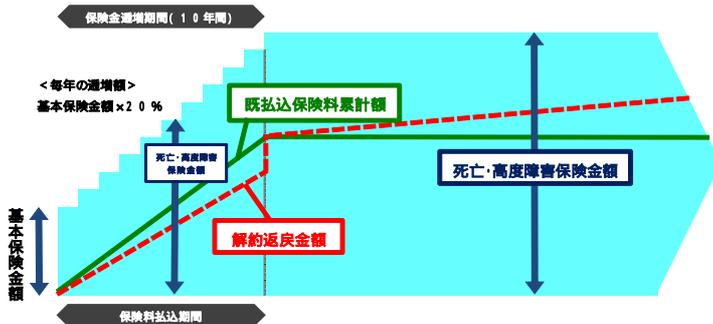
#### 商品のしくみ(イメージ) [2倍型]



#### 特徴

- ・契約日の1年後から、毎年基本保険金額の2.0% (単利) ずつ通増します (通増回数は計5回)。
- ・通増期間満了後の死亡保険金は基本保険金額の2倍の額となります。
- ・[3倍型]に比べ、死亡保障の立ち上がり方が早いので、死亡保障を重視される方におすすめです。

#### 商品のしくみ(イメージ) [3倍型]



#### 特徴

- ・契約日の1年後から、毎年基本保険金額の2.0% (単利) ずつ通増します (通増回数は計10回)。
- ・通増期間満了後の死亡保険金額は基本保険金額の3倍の額となります。
- ・同じ払込期間であれば、[2倍型]より[3倍型]の返戻率が高く、貯蓄性を重視される方におすすめです。

#### < ご留意いただきたい事項 >

当保険の解約返戻金額は、保険料払込期間中は既払込保険料を下回り、保険料払込期間満了後も既払込保険料を下回ることがあり、損失が生じることがあります。

ご検討・お申し込みの際には、「契約概要/注意喚起情報」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 当保険は保険会社を引受会社とする生命保険商品です。預金等とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。

#### < 募集代理店からのお知らせ >

- お客さまへ保険商品のご提案を行うにあたり、コンサルティング上、事前にお客さまから書面により同意をいただいた上で、当行とお客さまの取り引きに関する情報(預金・為替取引・融資その他の金融取引または資産に関する情報等)について必要な範囲において利用する場合があります。また、当行取り扱いの保険商品をご契約いただいた場合お客さまのご契約内容、申込書記載事項、家族構成、その他知り得た情報を対面・郵便・電話・インターネット等を用いたその他の銀行業務に必要な範囲において利用する場合があります。
- 保険契約募集に関する当行とお客さまとの取り引きが、当行におけるお客さまに関する業務に影響を与えることはありません。